

付則 29

MFJ公認制度

1 公認制度の目的

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会は国内競技規則に基づき、車両または部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認を行う。車両・部品に関しては種目別規則の範囲内で、平等性と低コストと安全性を最低限確保すること。ヘルメット・レーシングスーツにおいては一定の基準を設け、品質の向上により競技者の安全に寄与することを目的とする。

2 公認制度

車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツの公認制度の詳細は別途定めるそれぞれの公認に関する規則に示す。

3 公認を要するもの

公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツであることが必要とされる種目と開催クラスの各種目の技術規則に示される。

4 MFJ公認車両および公認部品・用品

- 4-1 MFJ公認車両および公認部品・用品については、「MFJ車両・部品公認ならびに承認に関する規則」の定めるところによる。
なお、公認された車両および部品・用品については、MFJホームページ (URL <http://www.mfj.or.jp>)、その他により公示される。
- 4-2 車両部品の公認は、MFJ技術委員会において審査し、用品の公認はMFJ競技用装備部会で審査し、承認された日を基準にして一定の告知期間の後に正式に発効する。
- 4-3 車両は、当該競技会公式車検日時点で公認が発効されている車両でなければ出場申し込みをすることができない。
- 4-4 公認とは国内競技規則に合致することを認めるものであり、その安全性及び耐久性を保証するものではない。

5 公示方法

- 5-1 公認車両・部品・タイヤ・ヘルメット・レーシングスーツは国内競技規則付録 (355～372頁) に示す。
- 5-2 追加車両およびモデル等についてはMFJホームページ (<http://www.mfj.or.jp>) に公認発効日とともに公示される。